

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 農林漁業地域の指定
- 米飯提供業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 土地改良事業計画書の縦覧
- 土地改良事業の認可
- 炭そ予防注射の実施

告示

鳥取県告示第二〇二号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く昭和三十四年度農林漁業地域を次のとおり指定する。

昭和三十四年四月十七日

番号	農林漁業地域名	地域の範圍
一	鳥取東部	鳥取市のうち旧鳥取市、旧稲葉村、旧中郷村、旧富桑村の区域および岩美郡福部村の区域
二	倉吉市河北	倉吉市のうち旧上井町、旧西郷村、旧上北条村、旧倉吉町の区域
三	米子市美保	米子市のうち旧和田村、旧大篠津村、旧崎津村の区域
四	境港市北部	境港市のうち旧境町、旧上道村、旧外江町の区域
五	岩美町南部	岩美郡岩美町のうち旧岩井町、旧蒲生村、旧本庄村、旧小田村の区域
六	郡家町東部	八頭郡郡家町のうち旧上私都村、旧中私都村、旧下私都村の区域
七	船岡町	八頭郡船岡町の区域

鳥取県知事 石 破 二 朗

八 智頭町東部 八頭郡智頭町のうち旧山形村、
 旧山郷村の区域
 九 東伯町北部 東伯町のうち旧浦安町、旧八橋
 町の区域

鳥取県告示第二百一十一号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）
 第三十五条の規定に基き、昭和三十四年四月十四日次の
 者に対し米飯提供業者の業者登録をした。
 昭和三十四年四月十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業の場所
六〇五	寺谷 しか	風紋荘	鳥取市行徳六七ノ一	岩美郡福部村大字湯山一、三二一
六〇六	大湖初次郎	若松	川端二丁目一〇	住所に同じ
六〇七	岩淵 米子	栄鶴	本町三丁目四八	"
六〇八	大下 政親	花蝶	東品治町太平マーケット内	"
六〇九	登佐 はつ	杓子屋	二階町四丁目一三	"
六一〇	飯田 富子	とみや旅館	川外大工町八二の一	"
六一一	田中 義子	田中旅館	瓦町一三七	"
六一二	森田 国道	太平食堂	東品治町一〇四	"
六一三	石田ハマヨ	ヤマトホテル	瓦町一八五	"
六一四	田中 はよ	幸田旅館	東品治町一三三ノ一	"

六一五	松村まつ子	江戸前寿司	瓦町二四ノ九	"
六一六	河野 二郎	オリエント喫茶	御号町一六	鳥取市東品治町一〇九ノ一六
六一七	西原 久代	多古政	吉方三二〇ノ八	住所に同じ
六一八	谷口 晃一	観光ホテル	吉方三〇〇ノ一	"
六一九	助飛羅悦子	鳥取屋旅館	今町一丁目一〇〇	"
六二〇	西原 政吉	さかえ屋	立川一丁目二五	"
六二一	中谷 五郎	中谷食堂	東品治町五八ノ一八	"
六二二	斉藤志よ子	たから屋	吉岡温泉町七七二	"
六二三	山中美佐代	よぶき庵	倉吉市上井一七九ノ一	"

鳥取県告示第二百一十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定
 による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定に

より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （に）第四六二号	昭三三、 六、一二	倉吉建設事務所	倉吉市宮川町一三二	駒井喜久藏	昭三四、 四、一三

鳥取県告示第二百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定

登録番号 登録年月日 名 称
鳥取県知事登録 昭三二、 松浦組
（に）第三七六号 四、八

により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十四年四月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
所 在 地 申請者氏名 まつ消年月日
米子市西町一 松浦 鏡 昭三四、
四、七

鳥取県告示第二百四十四号

昭和三十四年三月十三日付で鳥取市八坂前田正明ほか十五名の者から申請のあつた鳥取市上井手土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写

- (二) 定款の写
 - 二 縦覧に供する期間
昭和三十四年四月十七日から同年五月六日までの二十日間とする。
 - 三 縦覧に供する場所
鳥取市西町 鳥取市役所
- 鳥取県告示第二百五十五号
倉吉市国分寺土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗きよ排水事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用す

る同法第十条の規定により、昭和三十四年四月六日認可した。

昭和三十四年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六号

次のように炭そ、予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ、病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、馬。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法
炭そ、第二予防液皮内注射
別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十日	気高郡鹿野町小鷲河地区	河内家畜検査場 鷲峯
二十一日	鹿野	鹿野
二十二日	気高町逢坂	山宮
二十三日	鹿野町勝谷	宮方
二十四日	気高町瑞穂	日光
二十七日	宝木	坂本
二十八日	浜村	上光 宝木
		浜村家畜保健衛生所